

ごみの収集

市では、家庭から出されたごみを迅速かつ衛生的に処理し、生活環境の保全に努めています。

しかし、生活様式が多様化し、ごみの内容は多種多様となってきています。そのため、ごみを単に溶融、破碎・埋立するだけでなく、積極的に資源として再利用するよう、分別収集を行っています。

ごみの減量や資源化、適正な処理をするためには、市民の皆さまの協力が不可欠です。ごみを出す際は正しく分別して、決められた日に出していただきますよう、ご協力をお願いします。

ごみ・資源物の分別

も え る ご み	台所ごみ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、プラスチック製品等
も え な い ご み	ガラス、陶磁器類、金属類等 ※小型家電は回収拠点（P19参照）を利用してください。
プラスチック製容器包装（プラマーク）	プラマークがついているもので、汚れていないものが対象 
び ん ・ か ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル	びん（無色・茶色・その他の色）、かん、ペットボトル
特 定 品 目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこ
連絡ごみ（有料） （申込み制・戸別収集）	堅固な素材を使用したもの、処理に特別な取扱いを要するもの、壊せない木製家具等で60cm以上の大きさのもの

- ①ごみ収集車が来る時間は、収集コースや交通事情等により異なります。
- ②ごみは正しく分別し、決められた日の朝8時30分までに出すように啓発をお願いします。
- ③ルール違反のごみは収集できません。（P30参照）
- ④びん・かん・ペットボトルはそれぞれ違う車両で回収しています。

ごみの収集

- 分別収集カレンダー、ごみ・資源物の出し方便利帳

分別収集カレンダー ごみ・資源物の出し方便利帳

- 分別収集カレンダー

ごみ・資源物を出す日が書かれています。収集区域によって収集日が異なるため、カレンダーNo.と収集区域を確認してください。

毎年2月に自治会回覧で各世帯に配付をお願いしています。

- ごみ・資源物の出し方便利帳

五十音順の分別区分一覧表やごみの出し方等がまとめられています。

[配架場所]

区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター、一般廃棄物対策課、清掃事業所等

分別収集カレンダー



ごみ・資源物の出し方便利帳



カレンダー番号

収集区域

市HP

浜松市 ごみカレンダー

検索

外国語版ごみ・資源物の正しい出し方

浜松市に住む外国人のために、「ごみ・資源物の正しい出し方」外国語版(英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・ベトナム語・フィリピン語)を作成しています。

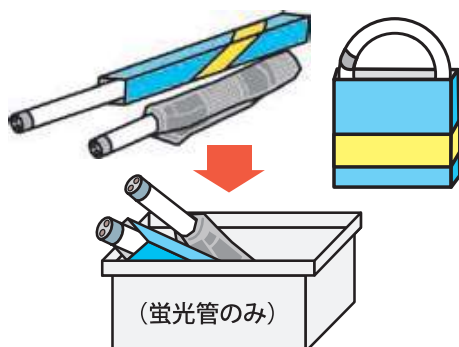
[配架場所]

区役所、行政センター、一般廃棄物対策課、清掃事業所等

特定品目の出し方

特定品目とは？

蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこが対象です。



蛍光管

割れないように、交換した箱か新聞紙等に包んで、特定品目の日にコンテナに出してください。



電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ、加熱式たばこ・電子たばこ

特定品目の日にコンテナに出してください。

※蛍光管とそれ以外に分けて、コンテナに出してください。

※どの色のコンテナを使っていただいてもかまいません。



※ボタン・コイン型電池、リチウムイオン電池などの小型充電電池（車載バッテリーは除く）は安全のため1つずつ両面にセロハンテープ等を貼り、絶縁してください。

※ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベは、原則、中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。ただし、錆びたり故障したりして中身を使いきれなかった場合は、中身を残したまま穴を開けずに出してください。

※白熱電球・蛍光球・グロー球（点灯管）はもえないごみです。

コラム スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライターは「特定品目」の日へ！

スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライターが誤って「もえないごみ」などの収集日に出されると、ごみ収集車（プレス車）内で圧縮されて車両火災の原因となります。

これら異物の混入はリサイクルの妨げになるだけでなく、車両火災やごみ処理工場での火災の原因にもなります。



※写真はもえないごみの収集時に発生した車両火災

リチウムイオン電池の出し方

火災の原因！リチウムイオン電池を分別して特定品目へ！

もえないごみ（不燃）や連絡ごみ（粗大）を破砕処理する時、処理による衝撃で発煙や発火が起こります。

その原因のほとんどは、リチウムイオン電池によるものです。場合によっては、処理施設の稼働ができなくなり、ごみの回収に支障をきたすおそれがあります。

市民の皆さまへお願い

- ・もえないごみ（不燃）を出すときには、可能な限りリチウムイオン電池などの小型充電式電池を取り外してください。外した電池は、「特定品目」の日に出してください。取り外せないものは、可能な限り電池残量を減らしてください。
- ・「プラスチック製容器包装（プラマーク）」の中にリチウムイオン電池を含む電子機器を出さないでください。リチウムイオン電池を含む電子機器が混入すると、リサイクル工場での火災事故につながります。

【小型充電式電池が使用されているもの】

携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー、充電式電池、電子ゲーム機器、デジタルカメラ、ハンドクリーナー、コードレス電話、電動歯ブラシ、電気シェーバー、加熱式たばこ機器など。



日常生活に欠かせない充電式の電子機器には、**リチウムイオン電池が内蔵**されています。この電池は小さく軽量でありながら、大きなパワーが出せ寿命も長いという特性をもっています。一方でリチウムイオン電池には、燃えやすい液体が入っており、**強い衝撃や圧力が加わった時に発火につながりやすい**ケースがあります。

出典 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会



リサイクル工場では、本来あるはずのない充電式の電子機器が、処理工程で押しつぶされ、**内蔵のリチウムイオン電池からショート・発火する事故が多発**しています。プラスチックで覆われていることの多い電子機器は、磁石による選別除去が難しく、一度

発火してしまうと、燃えやすいプラスチックがまわりにあるために、なかなか消火することができません。工場作業員も危険ですし機械や設備の復旧に数か月かかるなどリサイクルシステムへの影響は計り知れず、大変困っています。

●リチウム電池の発火イメージ



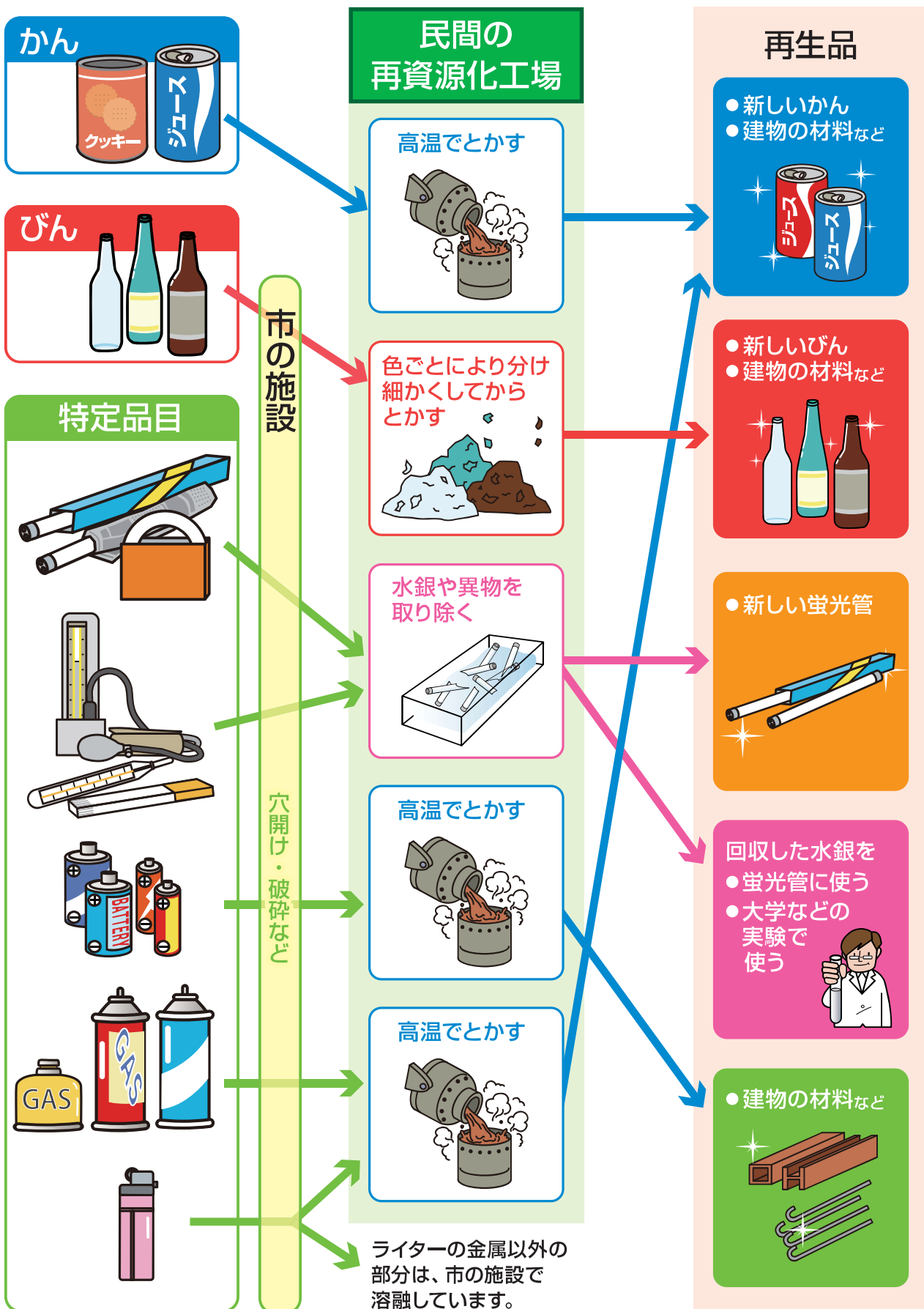
デジタルカメラ



加熱式たばこ

出典 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

資源物のゆくえ (びん・かん・特定品目)



資源物のゆくえ（ペットボトル・プラスチック製容器包装）



ごみ集積所



ごみ集積所は、家庭から出されたごみ・資源物を
ごみ収集車が収集するまでの一時的な仮置場です。

ごみ集積所は、自治会や地域の住民の皆さまが場所を決め、維持管理をしています。ごみ集積所の設置・変更・維持管理は、下記の点に注意してください。

1 ごみ集積所の設置場所についての注意事項

ごみ集積所の設置場所は、原則として公道に接する場所とし、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所としてください。

- (1)ごみ収集車（トラック）が通行できる幅の道路に面している場所にしてください。
- (2)収集のためにごみ収集車が停車しても、交通に支障を生じず交通法規に違反しない場所にしてください。
- (3)資源物のごみ集積所は、資源物用のコンテナ容器を必要数設置できる場所にしてください。

ペットボトルとかんは、ごみ集積所によっては、ネットによる収集も可能ですので、裏表紙のごみ収集を担当する事業所等にご相談ください。

- (4)ごみ集積所の設置は、10～50世帯に1か所を目安とします。ただし、世帯数はあくまで目安であり、条件によっては設置できる場合がありますので、担当事業所等にご相談ください。
- (5)集合住宅（アパート・マンション等）を建築する場合には、原則として、その敷地内にごみ集積所を設置してください。（その地域の自治会が、集合住宅にごみ集積所を必要としない場合を除く。）また、担当事業所等へ事前協議や設置の手続きをするにあたり、その地域の自治会の申請書や同意書等が必要になります。

2 ごみ集積所の設置・変更・廃止の届出

ごみ集積所を設置・変更・廃止する場合には、原則、自治会長から担当事業所等へ、申請書にごみ集積所の場所を示した地図を添付して届け出てください。申請書は市HPからもダウンロードできます。

3 ごみ集積所の維持・管理

- (1)ごみ集積所は、自治会・町内会等で設置し、維持管理をしています。
- ・市は、ごみ集積所に出された家庭ごみを収集・処分します。
 - ・ごみ集積所の設置や維持管理にかかる費用は、ごみ集積所の設置者や利用者等で負担してください。
- (2)ごみ集積所の維持管理のために必要なルールは、自治会・町内会等の設置者が定めることができます。
- ・ごみ集積所のルールは、ごみ集積所やその周辺の清潔保持等のために定めるものです。自治会・町内会等の加入・未加入を問わずルールを遵守し、協力してごみ集積所の維持管理と清潔保持に努めてください。
 - ・ごみ集積所の維持管理には、自治会・町内会等の加入・未加入を問わず地域の皆さまの理解と協力が必要です。ルールの決定や運用にあたっては、丁寧な対応をお願いします。
- (3)ごみ集積所の維持管理にあたり、市からの配布・発行物もご活用ください。
- ・設置等の経費補助はありませんが、ごみ集積所看板・飛散防止用ネット等の物品を配布しています。（次頁以降を参照ください。）
 - ・ごみ集積所管理等に関する記事を掲載した環境美化推進員研修資料（地域環境美化活動事例集）を発行していますので、維持管理のご参考としてください。

4 ごみ集積所の維持・管理の事例紹介

自分たちの町をきれいに住みよくしていくためには、地域の皆さまが「ごみの正しい出し方」のルールを守るという意識を高め、実践していくことが大切です。その方法として、次の活動を紹介します。

市HP

浜松市 ごみ集積所に関する配布物

検索

例1 ごみ集積所の清掃及び管理日誌の活用

集積所利用者が当番制でごみ集積所を清掃します。また、当番はごみ集積所の状況を「ごみ集積所管理日誌」に記帳して次の当番に引き継ぎ、ごみ集積所の管理の参考とします。



ごみ集積所管理日誌

例2 ルール違反のごみに警告ステッカーを貼る

決められた収集日以外にごみを出すことや、市に連絡せず連絡ごみを出すこと、市では回収しないごみを出すこと等、ルールを守らずにごみを出すことに注意を促すため、ルール違反のごみに警告ステッカーを貼付します。

貼付する際は、日付、自治会名(町内会名)、貼付理由を記入してください。



警告ステッカー

例3 ごみ集積所看板やポスターの活用



ごみ集積所看板



例4 飛散防止用ネットの利用

ごみの散乱を防ぐため、必要に応じて飛散防止用ネットを無料配布しています。ネットはごみ袋を包むように使ってください。ネットの端が広がっていると歩行者の通行を妨げたり、自転車がネットに乗り上げ転倒したりする危険があります。使用に当たっては、ご注意ください。

ネット袋の使用例



●サイズ 2m×3m、3m×3m、3m×4m の3種類
(ごみ集積所へ出されるごみの量に応じたサイズを利用してください。)

ネット使用のポイント

ネットが小さい場合は、カラスなどに荒らされ、周辺にごみが散乱してしまうことがあります。



ネット→



ネットを**包み込むように**すると
カラスに荒らされにくいです。

例5 ペットボトル・かん用ネット袋の利用

集積所面積の有効活用やコンテナ設置の負担を軽減するためコンテナに替えてペットボトル・かんを回収するネット袋を無料配布しています。歩行者の通行を妨げないこと、自転車が乗り上げ転倒する危険がないことのほか、風で飛ばされることのないよう工夫してご使用ください。

ネット袋の使用例



●サイズ ペットボトル S 0.8m×1.2m 黄色
ペットボトル 1.0m×1.5m 黄色
かん 0.8m×1.2m 青色

例1～5の配布物が必要な場合は、一般廃棄物対策課 (☎453-0011)
または担当事業所等までご連絡ください。

ごみのQ&A



Q 収集日以外・収集後に出されたルール違反のごみや、貼付用シールが貼っていない連絡ごみ等が、ごみ集積所に出された場合は？

A 市ではすぐに収集できません。

収集日以外にごみ一つでもごみ集積所に出されると、いつもごみが出されている状態になり、ごみが捨てられやすくなります。

ルール違反でごみを出す人を見た時は、お互いに注意しあうことが大切です。出し方の悪いごみ集積所は、その利用者が集まり、自分達が利用するごみ集積所の維持管理について、今一度話し合うとよいでしょう。ごみ集積所の管理活動の方法はP26～29記載の「ごみ集積所」を参考としてください。

また、連絡ごみ処理手数料納付済証の貼付用シール、電子決済の場合はメモ用紙等が貼っていないもの、手数料額が不足している連絡ごみ等がごみ集積所に出されていた場合、市ではごみの出し方を警告するステッカーをごみに貼り、ごみを出した本人や通行人にごみの正しい出し方を強く啓発しています。警告ステッカーが貼られたごみは一定期間その場に残します。その後の処理等については、担当事業所等までご連絡ください。

Q 収集日に収集されなかったごみは？

A 市で収集に伺います。

決められた収集日の朝8時30分までに出不されたごみはその日のうちに収集されていない場合、担当事業所等までごみ集積所の場所をご連絡ください。

Q 引っ越し等で多量に出たごみは？

A ごみ集積所に出せません。

引っ越しや大掃除等で一度に多量に出たごみは、自分で市の施設まで搬入するか、市からごみの収集運搬の許可を受けた業者（一般廃棄物収集運搬許可業者：有料）に依頼してください。

家庭ごみの自己搬入

連絡ごみは連絡ごみ受付センター（☎453-2288）へ、連絡ごみ以外は各搬入先へ前日または当日に連絡してください。

※土曜日（西部清掃工場、天竜エコテラスを除く）、日曜日、5月3日～5日、12月31日～1月4日は持ち込めません。

搬入先・所在地	電話番号	もえるごみ	もえないごみ	プラスチック 製容器包装	びん	かん	ペット ボトル	特定品目	連絡ごみ (有料)
西部清掃工場 中央区篠原町26098-1 8:30～17:00	☎440-5374	○	—	—	—	—	—	—	—
南部清掃センター 中央区堤町1011 8:30～16:00	☎441-3800	—	○	○	○	○	○	○	○
平和最終処分場 中央区平松町77 8:30～16:00	☎487-1131	○	○	○	○	○	○	○	○
浜北清掃センター 浜名区永島954 8:30～16:00	☎586-8686	○	○	○	○	○	○	○	○
天竜エコテラス(天竜清掃工場) 天竜区青谷1461 8:30～17:00	☎581-8810	○	○	○	○	○	○	○	○
水窪・佐久間グリーンセンター 天竜区水窪町奥領家2258 8:30～16:00	☎987-1957	○	○	○	○	○	○	○	○

市HP

浜松市 家庭ごみ自己搬入

検索

許可業者に依頼する場合(有料)

一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する場合は、分別収集カレンダーの裏面を参照してください。

ごみ・資源物の持ち去り禁止

「持ち去り」が禁止されるもの

- ごみ集積所に出されたごみ・資源物
- 連絡ごみ(自転車、家電製品等)
- ごみ集積所を活用して資源物集団回収として出された資源物(アルミ缶、新聞紙、段ボール、古着等)

違反すると

条例により違反者の氏名等が公表される場合や20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

市からのお願い

持ち去りを見かけた場合は、市に連絡してください。

日時、場所、ごみの種類、車両ナンバーや行為者の特徴等をお知らせください。

【連絡先】一般廃棄物対策課 ☎453-0011

ごみの不法投棄防止

空地の管理者（地主）は、法律により、土地を清潔に保持する義務があります。管理者は、ごみを捨てられないよう立て札・防護柵等の不法投棄防止策を講じ、雑草を刈り取る等、常に管理をしてください。

なお、不法投棄されたごみの廃棄者が不明の場合、その土地の地主や管理者が、不法投棄ごみの処理をするよう努めてください。また、不法投棄された場合、ごみを動かしたりせずに最寄の警察へご相談ください。

※不法投棄防止のための看板を用意していますので、担当事業所等までご相談ください。



不法投棄防止看板

ごみの不法投棄は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金**又は**その両方**に処されることがあります。

事業活動に伴うごみ

廃棄物は、大きく「廃棄物の区分」（P33）の通り区分されており、会社や店舗（※）などの事業活動に伴って発生したごみ（以下、「事業系ごみ」という。）は、ごみの性状や業種によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、いずれも地域の集積所に出すと不法投棄となります。

事業系ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の規定に基づき事業者の責任で適正に処理することになっており、家庭系ごみとは処理方法が異なりますので、各事業者において責任を持って適切に処理しなければなりません。

※住宅と併用してる会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPO等も含まれ、営利、非営利を問いません。

市は、事業者の皆さまに事業系ごみの適正な処理方法を再認識していただくため、令和3年度及び令和5年度に、周知啓発チラシを作成し、市内の全ての事業者へ送付し、令和4年度及び令和6年度に集積所パトロールを実施しました。集積所に掲示する看板も用意していますので、希望がありましたらご連絡ください。

【問合せ】一般廃棄物対策課 ☎453-6229

また、事業者配布したチラシは、事業系ごみの区分や処理方法を簡単に記載したもので、市HPにも掲載していますので、参考にご覧ください。

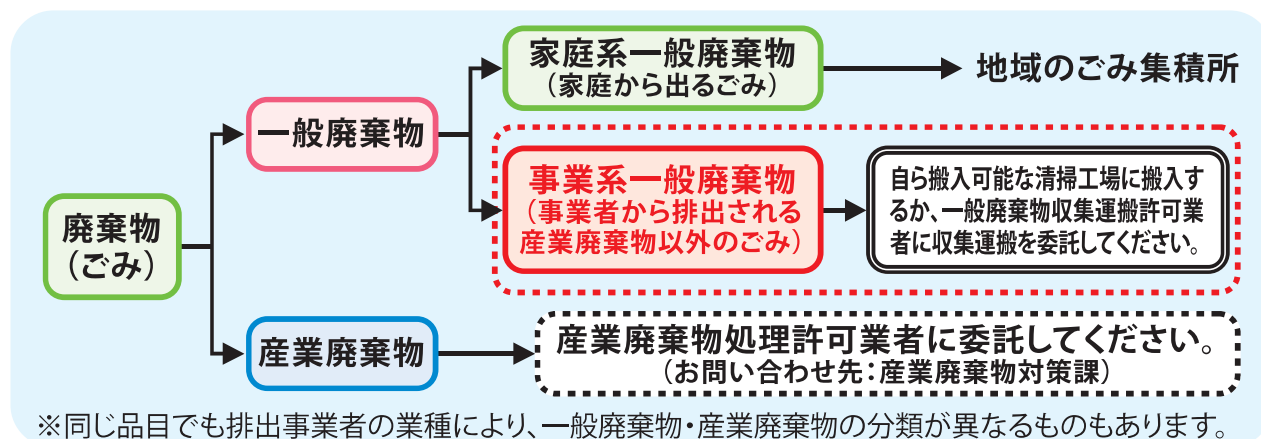


チラシ



看板

廃棄物の区分



事業系一般廃棄物を自己搬入できる施設と品目

施設	受入品目
天竜エコテラス (天竜清掃工場)	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル
水窪・佐久間クリーンセンター	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル
西部清掃工場	もえるごみ

※びん・ペットボトルは産業廃棄物に該当しますが、キャップ・ラベルを外し中をすすいだ飲食用びん・ペットボトルに限り、市の施設で受入れます。

災害時のごみの出し方

大きな災害が発生した場合、大量に発生するごみの処理が大きな問題となります。スムーズな処理を行い、早期の復旧・復興のため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

災害時のごみ出し5か条

その1 ごみの収集が停止！

発災直後は、ごみの収集が停止する場合があります。市からの情報に注意しましょう。

その2 「腐敗性ごみ (もえるごみ)」の収集を優先！

収集が停止した場合、ごみは自宅で保管しましょう。生ごみ、オムツなどの「腐敗性ごみ (もえるごみ)」から優先して収集を再開していきます。もえないごみ、連絡ごみ、資源物は再開まで引き続き自宅で保管してください。



その3 「片付けごみ」は分別して仮置場へ！

地震などの後、自宅の片付けをすると壊れた家具や食器などがたくさん出てくる場合があります。これらは「片付けごみ」といいます。「片付けごみ」は集積所や道路に出さず、市が設置する仮置場へ分別して持ち込みましょう。

なお、災害で発生したごみ以外は持ち込まないでください。



その4 1週間分の携帯トイレなどを用意！

自宅のトイレが使用できない場合に備えて、1週間程度の携帯トイレや簡易トイレを用意しておきましょう。使用後のトイレごみ (便袋) は「腐敗性ごみ (もえるごみ)」として分別して出してください。

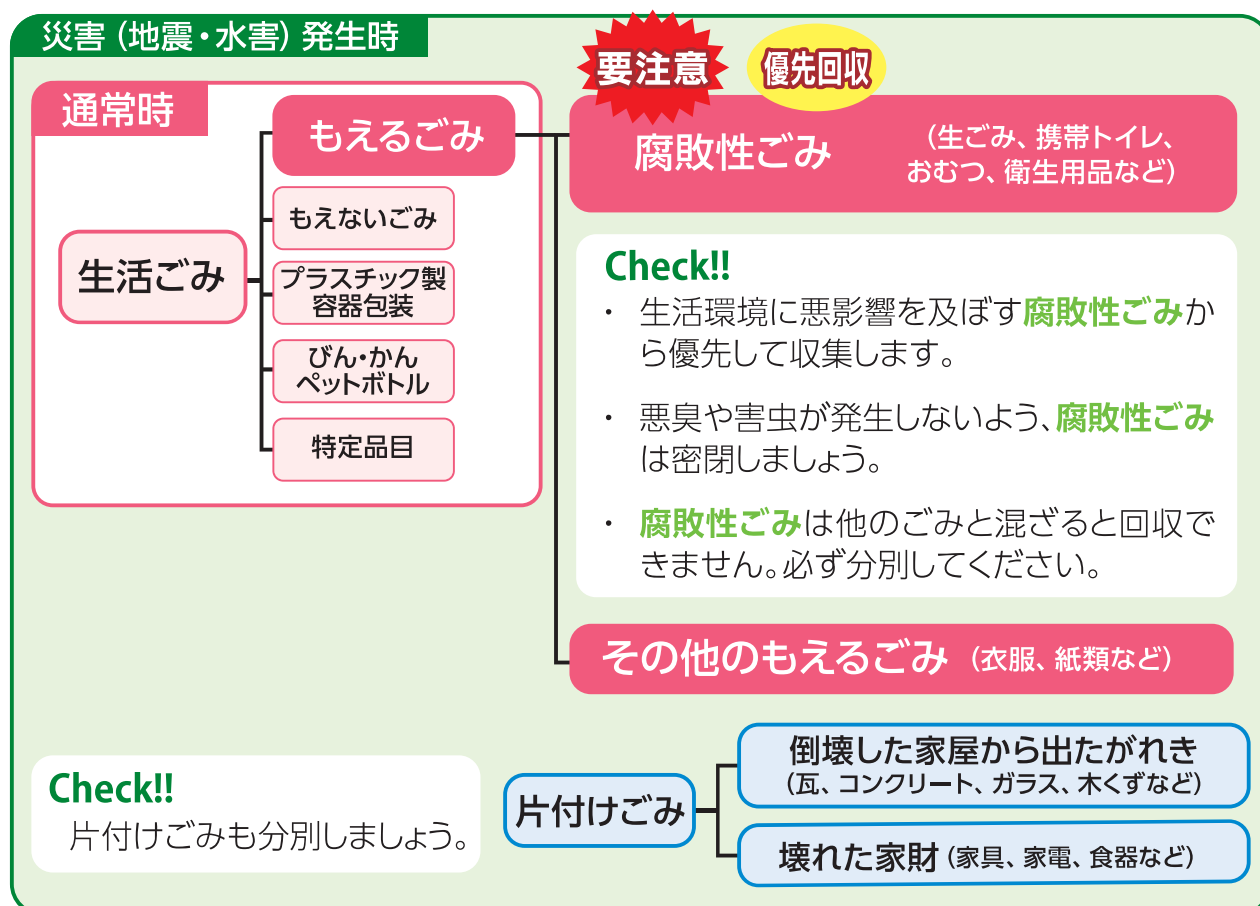
その5 不要不急のごみ出しは控えましょう！

「早くごみを出してしまいたい」と思いがちですが、腐らないものなど急いで捨てる必要のないごみは自宅で保管しましょう。

災害発生からごみ収集までの流れ

発災直後	およそ3日後～	およそ2週間後～
家庭ごみの収集停止 集積所に出さず、 自宅で保管 してください。市からの情報に注意してください。 【情報発信】 ・防災ホットメール ・防災無線 ・市HP、SNS ・テレビやラジオ、新聞 など	もえるごみのうち「腐敗性ごみ」から収集開始 急いで捨てる必要のないごみは、できるだけ 自宅で保管 しましょう。 【自宅で保管するごみ】 ・もえないごみ ・資源物 ・連絡ごみ 要注意	仮置場の開設 地震で発生した「 片付けごみ 」の集積場所を開設します。分別した片付けごみを 自己搬入 できます。 ・瓦やコンクリート片 ・壊れた家電製品

災害時は、ごみ分別方法が変わります！



携帯トイレなどの備蓄をしましょう！

目安として1人1日5回分×1週間＝**35回分**の携帯トイレなどを用意しておくと安心です。